

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大口町の人口は、昭和55年以降増加し続けており、平成2年から平成12年にかけて、土地区画整理事業などにより転入者が増え急増した。その後も緩やかな増加傾向は続いており、令和4年4月1日現在では24,225人となっている。令和4年4月1日現在の年齢別人口は、0歳から14歳までの年少人口が3,637人で全体の15%、15歳から64歳までの生産年齢人口は14,994人で全体の62%、65歳以上の老年人口は5,594人で全体の23%である。

大口町は、愛知県の北西部、名古屋市から直線距離にして約20km圏内に位置している。昭和30年代頃までは、稲作と副業としての養蚕が中心の純農村地域であった。しかし、昭和30年代初頭頃に住民ぐるみで企業誘致に積極的に取り組み、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて我が国の産業の大動脈である東名・名神高速道路とこれに接続する国道41号の開通が相まって、その後も企業進出が進んだ。2016年経済センサス活動調査では、金属、工作機械や自動車関係の企業を中心に900社を超える企業が立地する産業のまちに発展している。

現在、町内の中小企業者は、デジタル技術の活用や後継者不足等、様々な経営課題に直面している。その中でも、製造業が多い産業構造を持つ本町では、カーボンニュートラルへの対応が重要な課題として挙げられ、事業者の経営基盤を強化し持続可能な地域経済の発展を実現するため、積極的な設備投資から生産性の向上を図る必要がある。

(2) 目標

大口町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更なる地域経済の発展及び中小企業者の経営基盤の強化を目指す。これを実現するため、先端設備等導入計画期間中の目標認定数を20件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大口町の産業は、製造業、サービス業、農業と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現

する必要がある。そのため、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等、全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大口町は愛知県の北西部にあり、東名・名神高速道路小牧インターチェンジに接続する国道41号線が南北に走り、また、国道155号線が東西に縦貫する交通利便性に優れた場所に位置することから、製造業を中心とした事業所が町内全域に存在している。こうした状況の中で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大口町の産業は、製造業、サービス業、農業と多岐にわたり、多様な業種が大口町の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、本計画において対象とする事業は、生産性向上率が年率3%を達成するために実施する、製造工程の自動化、新たな商品開発事業等、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(2) 目標

(3) 労働生産性に関する目標

2 先端設備等の種類

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

(2) 対象業種・事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。